

孤独死した義弟の遺産相続問題を担当した大変さ

岡村昭則

2021年12月8日に妻の弟が鹿児島島の過疎の片田舎で孤独死した。ここに至るまでには、5年前に我が家の息子二人が帰郷した時に、叔父がゴミ部屋の中に住むほどに認知機能が低下していることを知り、市の包括支援センター、民生委員、近所の知り合いに支援要請をしてくれたことから、市の包括支援センターと定期的に私の交流が始まった。給食サービス、カレンダーに薬を貼り付けて飲み忘れないようにの点検、おかずの差し入れ、ヤクルトおばさんの見守り等始まり、心温まる地域の皆さんの支援を受けながら心筋梗塞でゴミ部屋の中で倒れているところを発見されて救急車で運ばれたがせ間に合わなかった。

相続人は妻と姉3人で、姉たちは89歳、87歳、85歳で旦那は先立っており、みな施設入所している。動けるのは妻のみであるが、妻も脳腫瘍手術の後遺症があることから葬儀から遺産相続問題を私が一手に引き受けた。市に葬儀社を紹介してもらい、埼玉と鹿児島を電話連絡で納骨式だけ行うことにして、焼骨にしてもらうだけにしてもらったが、民生委員や近所の支援者が立ち会ってくれるという親切さには頭が下がりました。

ここから先の遺産相続に係る問題で苦労したことを紹介します。また、僅かな遺産分割に三人の弁護士が関り人間の醜さを知りました。

●亡くなった人の預金がどの金融機関にあるのか、妻と故人の記載されている戸籍謄本と故人の死亡診断書を持って小さな町の金融機関を4ヶ所を訪問して、3ヶ所にあることが判り、そこで妻が民法909条の2に基づいて「葬儀費用」を遺産分割前に預金から払い戻しするのに時間がかかりました。

●鹿児島島の片田舎の義弟の財産は、隣町に住む従弟に全て譲渡して先祖のお墓を守ってもらおうという私の考えで話を進めてきましたが、もともと弁護士を通してしか話しできない娘たちが87歳の母親に成年後見人弁護士を付け相続を放棄しないという相続人がいたことから私の目論見は破綻しました。

●成年後見人弁護士は、成年後見人として不利益になる遺産分割は認められないと1点張りで葬儀費用も遺産分割の対象に入らないと負担も拒否しました。それだけではなく、葬儀から遺産相続手続等の費用も遺産分割とは関係ないので自分は受け付けないという。

そこで退職者会主催学習会の司法書士法人あおいリーガルアソシエイツの内山さんに電話でお聞きすると、成年後見人弁護士の職務範囲は遺産分割に関するものだけに限定されているため、それ以外のものは自分に請求されても払わないという事らしいことを知った。

●89歳の相続人の子供二人が喧嘩して被害妄想の激しい長女がもう話し合いもシンドイからといって勝手に母親に手続き代理委任弁護士を付けてきた。二人の弁護士相手にして①対応日記、②相続会議録、③会計簿と領収書、④メール記録、⑤預金残高証明、⑥名寄せ兼課税台帳等を揃えて、協力して早く解決できるように努めている。

●二人の弁護士がついたのでうまく利用することにして、遺産分割協議書まで作成したので、それをベースに話し合ってもらって早く解決したいと思っている。

●子供がいない場合には、養子縁組して財産を引き継ぐか、遺言書を書いて置くことの大切さを実感しました。また、弁護士も私の情報を頼りにしている部分もあり、お互いに協力し合って早く解決することを望むばかりです。